

広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の
脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画
策定業務委託プロポーザル募集要領

広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト計画策定業務委託プロポーザル募集要領

1 目的

国では 2020 年に「2050 年実質排出ゼロ宣言」が出され、また、本町においても、本年度「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定するなど、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指しています。

これを踏まえ、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標の設定やその実現に向けた公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査を実施し、具体的な導入計画の策定を図ることといたします。

広陵町ではこのことから、広陵町の地域特性を踏まえ、公共施設における太陽光発電や蓄電池等を中心とした再エネ導入を目指し、自然からの恩恵を享受できる、自立・分散型のエネルギー社会を実現するための計画策定業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募ることといたします。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト導入計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「広陵町 PPA モデルを活用した公共施設の脱炭素化促進・レジリエンス強化プロジェクト導入計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 26 日（金）まで

(4) 事業費上限額

金 7,975,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 事業の背景

本事業は、一般社団法人地球循環共生社会連携協会が公募の、「令和 4 年度（第 2 次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限の導入のための計画づくり支援事業）「第 1 号事業の 3」の採択を受け、実施する事業です。

3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

合格基準点は 60 点以上とし、提案事業者が 1 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60 点以上)に達していれば委託予定者とします。

4 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和 5 年 8 月 25 日（金）

(2) 質問の受付

令和 5 年 8 月 31 日（木）正午まで

(3) 質問の回答

令和 5 年 9 月 6 日（水）

(4) 参加表明書及び企画提案書等提出期限

令和 5 年 9 月 20 日（水）正午まで

(5) 提案内容の審査（予定）日

令和 5 年 9 月 22 日（金）を予定

(6) 二次選考結果通知

令和 5 年 9 月下旬を予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和 5 年入札参加資格を有していること。有していない者は、9 月 20 日（水）の参加表明書提出期限の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 広陵町の令和 5 年度の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去 5 年間に地方公共団体との契約において、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「再生可能エネルギービジョン」に関する業務を履行した実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

※今回の事業は、JV（共同事業体）での応募も可とするが、実施体制を明確にすること。策定実績においても JV 内の実績も対象とするが、その場合、実績調書（第 5 号様式）にわかりやすく明記すること。

- (7) 配置する予定の管理技術者については、次の資格のうち、いずれか 1 つ以上の資格を有していること。
 - ・技術士 総合技術監理部門（建設一都市及び地方計画）
 - ・技術士 環境部門（環境保全計画）
 - ・認定都市プランナー（環境・エネルギー）

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（任意様式）により、電子メールで提出してください。また、件名を「広陵町カーボンニュートラルに係る質問」としてください。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。

※質問書の受領確認の電話またはメールでの受信確認を必ずいたしますので、ご連絡をお願いします。

(1) 提出先

広陵町環境政策課 kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

(2) 質問受付日

令和5年8月31日(木)正午までに質問書（任意様式）を提出してください。

(3) 質問に対する回答

令和5年9月6日(水)午後5時15分頃までに、町のホームページで公表します。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類に必要事項を記載の上、提出してください。

ア 参加表明書(第1号様式)

イ 誓約書(第3号様式)

ウ 会社概要書(第4号様式)

エ 実績調書(第5号様式)

オ 業務実施及び連絡体制表(任意様式)

本業務を実施するに当たり、管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去5年間の関連業務実績及び保有資格等を記載してください。

(2) 提出場所

広陵町住民環境部環境政策課（広陵町役場1階）

(3) 提出方法

持参又は郵送等により提出してください。ただし、郵送等とする場合は、簡易書留等の配送過程を記録できるものにより指定期日必着で次の宛先に郵送等してください。郵送方法が異なる場合は、受け付けません。

【宛先】〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町住民環境部環境政策課 宛

【メール】広陵町環境政策課 kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

(4) 提出期限

令和5年9月20日（水）正午まで

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類(企画提案書等)に必要事項を記載の上、提出してください。

ア プロポーザル提案申請書(第 2 号様式)

イ 企画提案書(任意様式)

①企画提案書表紙

②企画提案書

③業務実施スケジュール

(ア) 企画提案書の様式は原則として A4 判用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 10.5 ポイント以上としてください。必要に応じて、A4 判横、A3 判横の使用を認めます。A3 判の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ってください。なお、企画提案書は両面で 10 枚以内（企画提案書表紙を除く。）としてください。

(ウ) 使用言語は日本語とします（ただし、専門用語を除く。）。

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけてください。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書 4 実施業務について」の順に記載してください。

ウ 見積書(任意様式)

※「仕様書 4 実施業務」に基づいての内訳を分かるように作成してください。

(2) 提出期限等

ア 必要書類配布期間

公告日から令和 5 年 9 月 6 日（水）まで

※必要書類等は、ホームページからダウンロードにより入手してください。

イ 提出期限

令和 5 年 9 月 20 日（水）正午までに提出してください。

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

※提案書は書類での提出のほか、電子メールにて PDF または Office（Word、Excel 及び PowerPoint）版の資料も併せてファイルにて提出してください。

エ 提出場所

広陵町住民環境部環境政策課(広陵町役場 1 階)

オ 提出方法

持参又は郵送等により提出してください。ただし、郵送等とする場合は、簡易書留等の配送過程を記録できるものにより指定期日必着で次の宛先に郵送等してください。郵送方法が異なる場合は、受け付けません。

【宛先】〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

広陵町住民環境部環境政策課 宛

【メール】広陵町環境政策課 kankyo@town.nara-koryo.lg.jp

カ その他

(ア) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出された書類は、この

提案以外の目的では使用しません。

- (イ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、町から指示があった場合を除きます。
- (ウ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。
 - (a) 提出期限を過ぎて提出された場合
 - (b) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (c) 審査の公平性を害する行為があった場合
 - (d) 見積金額が事業費上限額を超えている場合

10 審査について

(1) 審査日

令和5年9月22日(金)

(2) 審査方法

提案内容については、対面及び Web 会議でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定します。合格基準点は 60 点以上とし、提案事業者が 1 者の場合であっても、審査の結果、合格基準点 (60 点以上) に達していれば委託予定者となります。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア プレゼンテーション及びヒアリング時間

1 事業者につき 30 分 (提案 20 分、質疑応答 10 分)

イ 提案者人数

3 名以内までとします。

ウ 提案内容

「8 企画提案書等の提出 (1)提出書類 イ ②企画提案書」にある内容のみをプレゼンテーションしてください。提案内容をパワーポイント等において表現する場合には、PC 等は持参してください。プロジェクター及びスクリーンは町で用意します。

※パワーポイント及び PC 等の使用は必須ではありません。

エ プレゼンテーション及び実施日時

令和5年9月20日(水)までに個別に電子メールにて実施時間を連絡します。

(4) 評価基準

別紙「プロポーザル配点表」のとおりです。

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、提案のあった全ての事業者にも文書により通知します。

(6) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を交渉権第 1 位とし、契約締結に向けて交渉します。

交渉の結果、契約に至らなかった場合、交渉権第 2 位である次点の事業者と交渉し、契約締結に向けて交渉します。

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（第6号様式）により届け出てください。
- (3) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限ります。